

条例案解説

第1条（目的）

目的の条文の構成は、町田市では【…＜直接の目的＞を図り、もって…＜高次の目的＞することを目的とする。】を基本としています。

- 「手話は独自の体系を持つ言語である」という認識を条例の前提としました。
- 直接の目的は「手話に対する理解の促進及び手話の普及」。
- 高次の目的として、「全ての市民が互いを尊重し、共生することのできる地域社会の実現」。

日常的に手話で会話する人とそうでない人が、互いの言語やコミュニケーション手段の違いを認め合い、誰もが排除されることなく地域の中でともに暮らし支え合える社会をつくりたいという思いを込めています。

第2条（基本理念）

基本理念とは、「大事にしたい考え方」を示したものです。

- 「5本の柱」（手話を獲得する、手話を学ぶ、手話で学ぶ、手話（手話通訳）を使う、手話を守る）の要素を入れました。
- 第1号では「手話を獲得する」「手話で学ぶ」、第2号では「手話（手話通訳）を使う」、第3号では「手話を学ぶ」、第4号では「手話を守る」の要素をそれぞれ入れました。

第3条（市の責務）

市が、手話の普及啓発や理解促進のための具体的な施策を進めていく義務を負うことを規定しています。

附則（施行期日）

施行日は「令和10年（2028年）9月23日」としています。

- 9月23日は、国連が定めた「国際手話言語デー」で、かつ、「手話に関する施策の推進に関する法律」第14条で定められた手話の日です。
- 2028年3月議会に条例の議案を提出し可決された場合、同年3月31日の公布から施行までに約半年間の猶予がありますので、周知期間・準備期間の確保の観点からも最適の日と考えています。